

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

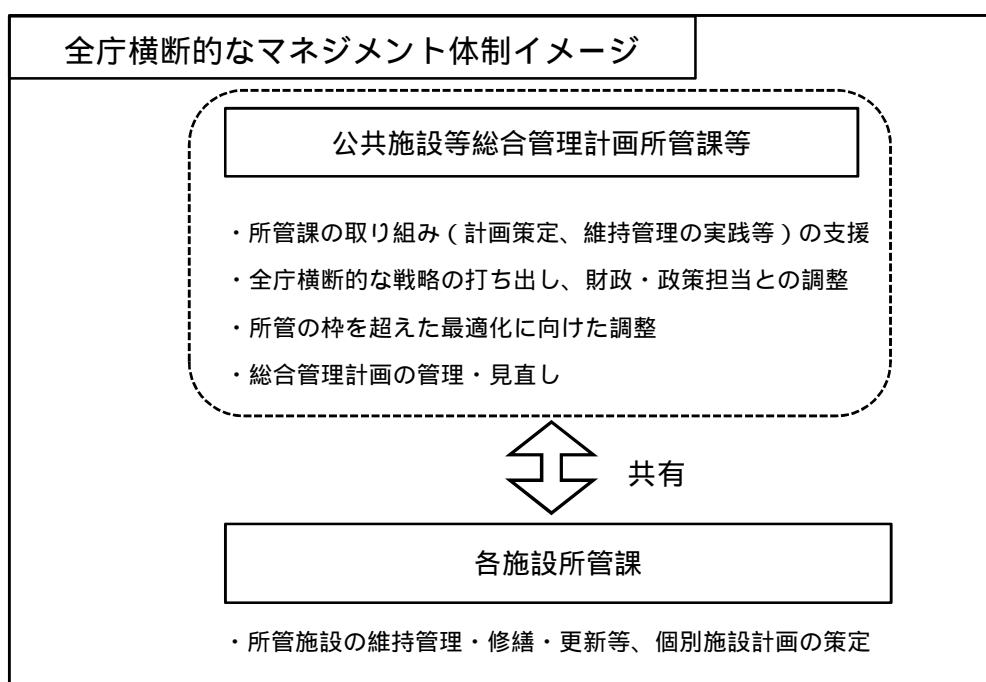
1 管理に必要な取組体制と情報共有方策

(1) 推進体制の整備

本計画の対象は、県が管理・所有する全施設に及ぶことから、すべての所管課が共通認識のもと、本計画の取り組みを円滑に推進するためには、次の事項を所掌する全庁横断的なマネジメント体制について検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、公共建築物と公共土木施設それぞれの現状の取組体制等を考慮し、合理的な推進体制となるよう留意する。

所管課の取り組み（個別施設計画策定、維持管理の実践等）を支援
全庁横断的な戦略の打ち出しと財政・政策担当との調整
所管の枠を超えた最適化に向けた調整（空きスペースの有効活用等）
マネジメント体系を提示するとともに総合管理計画の管理・見直し
施設情報の一元管理（2）を参照



(2) 情報共有方策(情報の一元化)

公共施設等の情報については、これまで、道路、教育施設など施設類型ごとに各部局において管理され、その情報が全庁的に共有されていなかった。このため、戦略的にマネジメントを推進するには、点検・診断や工事履歴等の施設情報を適切な形で蓄積、一元管理し、それらのデータを有効活用することが必要である。

そこで、現在国が地方自治体への導入を進めている「地方公会計制度」の固定資産台帳を有効なツールとして活用するなど、今後その情報をもとに公共施設等の適切な維持管理や中長期的な経費の見込みの算出等を行うために、公共施設等に係る情報を集約させていくこととする。

2 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の維持管理を取り巻く状況（全国共通の社会的要請）

中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を契機として、社会資本の維持管理について、ストック総点検、法改正（点検基準の法定化）等、施設の老朽化等の状態を把握することへの要請が強まっており、中長期的視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することが要請されている。

【基本認識】

国等の動きを踏まえて、社会的な要請に応えた公共施設等の維持管理の計画的な取り組みが求められている。

(2) 社会的潮流（人口減少と厳しさを増す財政状況）

ア 人口減少

本県の人口は平成 12（2000）年の 89 万人台をピークに減少し続けており、平成 27（2015）年 9 月時点で 83.4 万人となっている。現状のままでは、今後も人口減少が見込まれており、山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来展望では、平成 52（2040）年には約 79.2 万人になると推計している。

また、生産年齢人口は減少している一方、65 歳以上の老年人口は増加が見込まれる。

【基本認識】

年代別の人口推移から利用需要を把握することによって、必要な行政サービスの水準等を検討していく必要がある。

イ 厳しさを増す財政状況

財政状況は、これまでも財源不足が生じて主要基金の取り崩しを余儀なされてきたが、今後も予算編成に当たっては、基金を取り崩して財源不足

を解消せざるを得ない状況にあり、極めて厳しい財政運営が継続すると考えられる。

加えて、国全体として高度成長期に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えているが、その更新費について、例えば目的税等による財源確保に目処が立っていない状況であるため、各自治体において、公共施設等のマネジメントによりこの問題に対応しなければならない状況となっていることを認識する必要がある。

【基本認識】

厳しさを増す今後の財政見込み及び中長期的な更新・維持費等の見込みを踏まえ、公共施設等の計画的な更新、統廃合、集約化及び長寿命化を推進し、施設性能の維持や安全性の確保を図りながら、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る必要がある。

(3) 本県の魅力を生かすためのインフラ整備

産業を維持し発展させるためにはインフラの整備は不可欠である。

県内には、富士山（世界遺産）、八ヶ岳、南アルプス等の豊かな自然や果樹、ワイン、温泉等の多彩な観光資源がある。

また、交通手段として、中央自動車道及び JR 中央線が県内を横断しているため東京圏や長野県方面、中京圏等へのアクセスが比較的良好であり、中部横断自動車道が延伸されると静岡県方面へのアクセスが改善される。

更に、2027（平成 39）年にはリニア中央新幹線が整備され東京圏や中京圏へのアクセスが飛躍的に良くなり、国内外との交流の拡大や新たな産業の創出など、本県の将来発展の起爆剤となることが期待される。

加えて、2020（平成 32）年の東京オリンピック・パラリンピック開催地である東京都に隣接するという本県の地理的優位性を生かした取り組みにより、県内全域への誘客が期待される。

以上のことから、国際交流も視野に入れ、物流・人流の円滑化と観光等の産業振興を目的としたインフラ整備を実施し、本県の魅力を生かしていく必要がある。

【基本認識】

県域のポテンシャルが高まる機会を捉えたインフラ整備を実施する必要がある。

(4) 災害への備え

県内ほぼ全域の25市町村が、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されるとともに、東部を中心とした14市町村が、首都直下地震の緊急対策区域に指定されている。

また、本県は周囲を3千メートル級の峰々に囲まれ、急峻な地形を有していることから、橋梁やトンネルが多く、河川は急勾配で、台風等の豪雨による河川の氾濫、土砂災害等が発生しやすい特徴を有している。

更に、富士山は活火山であり、その周辺には多数の県民・観光客等が生活又は来訪しているため、大規模な噴火の場合、影響は広範囲に及び、中小規模の噴火でも影響を被ることが予想される。

このため、公共施設等の老朽化対策とともに今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火及び豪雨・豪雪といった大規模自然災害に対する備えが課題となっている。

【基本認識】

大規模自然災害に備えて、県土の強靱化に資する公共施設等の老朽化対策を推進する必要がある。

3 これまでの取組状況

平成 14 年 2 月に策定された「公共施設改革プログラム」等に沿って公共施設の見直し（廃止、統廃合、市町村への移譲、民間委託等）を進めており、一部を除いて見直しが完了している状況にある。一方、公共建築物の保全への取り組みは一部を除いて計画的に行われておらず、統一ルールも存在しない状況である。

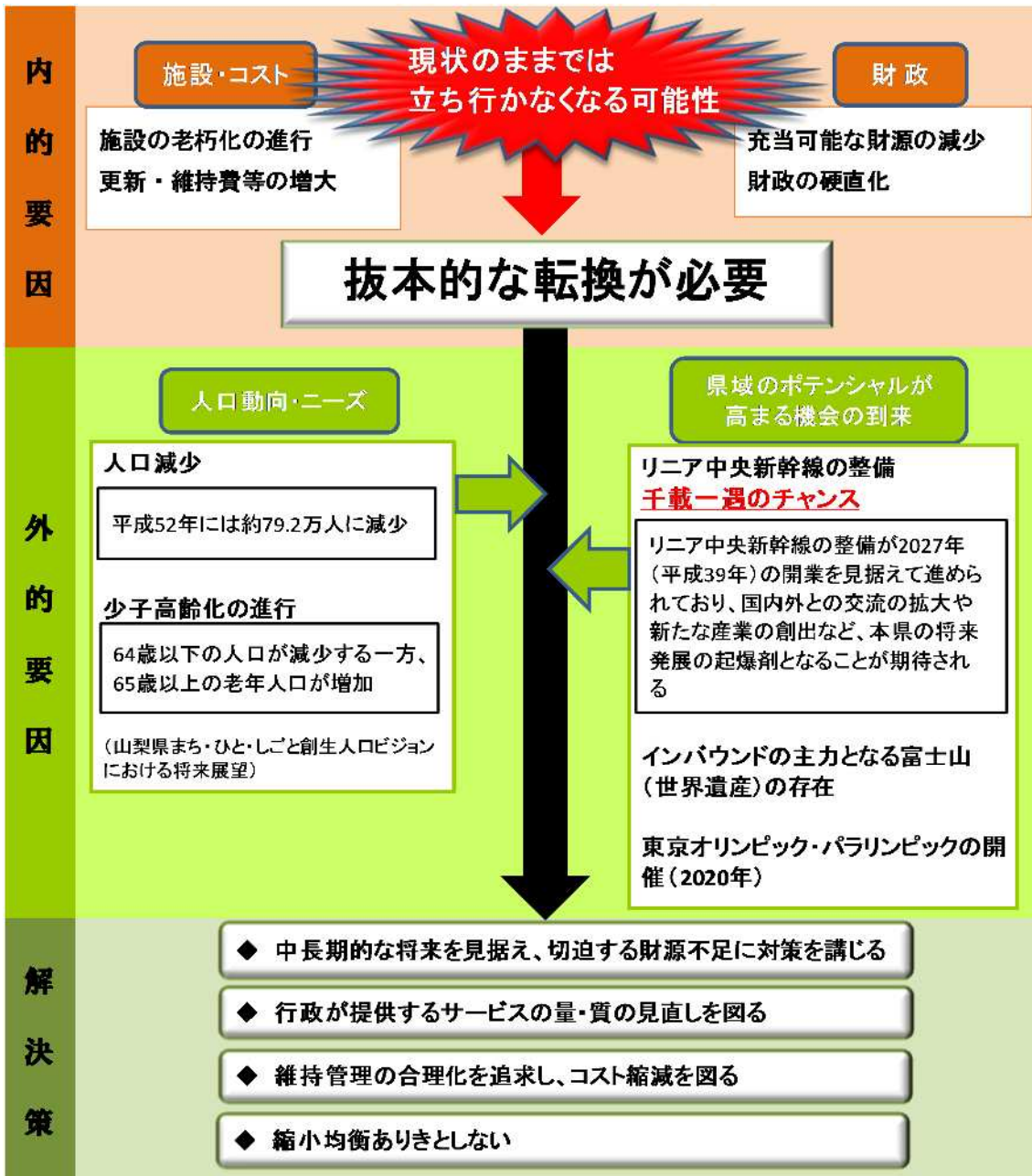
また、公共土木施設については、平成 20 年 5 月に策定した「公共土木施設長寿命化計画基本方針（案）」を踏まえ、多数の施設について所管部局が長寿命化計画等を策定し、対策を進めている。

P91 以降の参考資料参照

4 管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な方針の設定

「2 現状や課題に関する基本認識」や施設状況等を踏まえて、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針を設定する。



基本的な方針 : 社会的ニーズの変化に対応した行政サービス・施設規模の適正化を図る

県の財政運営が厳しさを増す一方で、更新・維持費等の増大が見込まれており、現状の施設規模を維持できなくなる可能性があるため、これまでのサービス(機能)と施設を一体として考える発想を転換し、県が提供すべきサービス、県で所有すべき施設を峻別し、所有する施設の規模の適正化を検討する必要がある。

このため、中長期的な人口動向(人口減少)、人口構成(少子高齢化)によるニーズの変化を捉え、行政が提供すべきサービスの見直しを図るとともに、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等について検討を行い、財政的な制約を踏まえた施設規模の適正化を図る。

基本的な方針 : 中長期的な視点での最適化に向け、全庁横断的に維持管理の合理化・コスト縮減に取り組む

個別施設計画の実現性(維持管理の持続性)を担保するためには全施設の状況を踏まえ、統一的な方針及び中長期的な視点で個別施設計画を策定する。

本県の公共土木施設については、大半の施設で個別施設計画を策定済みであるものの、所管課ごとに計画期間等にばらつきがある(横並び比較できない)状況であり、見直しの際には、更なる合理化・コスト縮減が必要である。一方、公共建築物については、今後順次計画を進めていくこととなるが、合理的な執行体制となっていない状況にあり、今後更なる維持管理の合理化・コスト縮減のためには、所管課単位での取り組みだけでなく、全庁横断的な取り組みが必要である。

以上を踏まえ、執行の合理化に向けた全庁横断的なマネジメントを推進する

体制を検討し、中長期的な視点での最適化を見据えた計画策定の方針を示すとともに必要な事業調整を行う。

施設の管理部門においては、LCC（ライフサイクルコスト）の最小化や施設特性に応じた管理水準・点検方法を設定するなど、方針に基づく計画的な維持管理に取り組むとともに、安全性の確保を前提とした効率化を追求する。

基本的な方針：選択と集中による本県の将来を見据えた投資を実施する

本県では人口減少や少子高齢化に加え、新規投資に投入できる財源が減少する見通しであるなど、「負のスパイラル」に陥る可能性がある。一方、県内にはインバウンドの主力となる富士山（世界遺産）ほか、リニア中央新幹線の整備が2027（平成39）年の開業を見据えて進められているなど、県域のポテンシャルを高める機会が到来する。

こうした機会を見据え、必要なインフラ整備や県土の強靱化に資するインフラの老朽化対策を推進するとともに、施設を更新する際に付加価値をつける、あるいはリニア中央新幹線整備に伴い再開発される駅周辺の施設に併せて廃止・転用、集約化又は複合化による統廃合を検討するなど、選択と集中により本県の将来発展を見据えた投資を実施する。

また、県では、目指すべき新たな地域社会を「輝き あんしん プラチナ社会」とし、東京圏に隣接し豊かな自然環境や地域資源を有する本県の優位性や実情に応じた施策を実施して、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続的に発展する社会を実現していく。このため、「公共施設等の将来のあり方」を検討するに当たっては、「ダイナミックやまなし総合計画」に基づき、将来を見据えつつ、各施設の必要性を十分に精査するとともに、各施設の配置や規模の適正化を総合的かつ計画的に図る必要がある。

(2) 計画目標

ア 重大事故ゼロ

施設の安全性を確保する取り組みにより、重大事故²を発生させない。

イ 公共建築物総量の抑制

公共建築物はスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな行政需要に基づき必要とされる施設を除き、これ以上延床面積を増加させない。

恩賜県有財産施設、企業会計施設は除く。

ウ 個別施設計画(長寿命化計画)の策定

施設類型ごとの個別施設計画を平成30年度までに策定する。

エ 情報の一元化

情報の一元管理を図るため、固定資産台帳等を活用した全庁的な公共施設等データベースを平成30年度までに構築する。

(3) 実施方針等の設定

「(1)の3つの基本的な方針」を踏まえた実施方針等は次のとおりである。

ア 点検・診断に関する実施方針

(ア) 早期に点検未実施の施設の健全性を把握する。

安全確保の観点から、点検・診断が未実施の施設は、必要に応じ第三者被害等のリスクを考慮した優先順位を設定し、早期に健全性を把握する。

²重大事故について

重大事故とは人命に関わる事故を指す。

(イ) 点検・診断結果を蓄積・活用できる仕組みを構築する。

点検・診断の結果等の情報を適切に管理・分析・活用できる仕組みを構築し(データベースシステム構築による一元管理等) 維持管理・更新等に係る取り組みの高度化を図る。

(ウ) 持続可能な点検体系を構築する。

点検データを蓄積・分析して、点検基準(点検方法、頻度等)の見直しを図るなど、施設特性やリスクを考慮した合理的な点検方法を検討し、持続可能な点検体系を構築する。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(ア) 施設特性に応じた管理水準を設定する。

施設の役割、利用状況、重要度等の施設特性に応じて、大規模改修の実施や予防保全を導入する施設を選別するなど、施設特性に応じた管理水準を設定し、計画的な維持管理を実施するとともに、維持管理費の削減等によりトータルコストの縮減を図る。

(イ) 実現性のある個別施設計画を策定する。

各施設の計画を横並びに比較できるように、計画策定の考え方を統一するなど、財政負担の平準化、施設間の優先順位付けを行えるよう、実現性のある個別施設計画を策定する。

(ウ) 維持管理・修繕・更新履歴を蓄積・活用する仕組みを構築する。

維持管理・修繕・更新等の履歴などの情報を適切に管理・分析・活用できる仕組みを構築し(データベースシステム構築による一元管理等) 維持管理・更新等に係る取り組みの高度化を図る。

(エ) 施設を更新する際は付加価値をつけることを検討する。

地域のポテンシャルを高める機会を見据え、施設を更新する際には付

加価値をつけることに努める。【公共建築物】

なお、公共施設等を更新、修繕する際には、「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成23年3月）」に基づき、木造化・木質化や木質バイオマス燃料の利活用に努めることとする。

（オ）更新等における省エネルギー化を推進する。

施設の更新等においては、「県有施設グリーン化・スマート化ガイドライン」（平成26年3月）に基づき、省エネルギー効果の高い設備の導入や断熱性能の強化、クリーンエネルギーの活用等によりエネルギー消費量の削減を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入等により効率的利用を図り、エネルギー使用量を削減するなど、施設全体の省エネルギー化を図る。

（カ）指定管理者制度導入施設における指定管理者が行う長寿命化に影響する日常的なメンテナンスについて、施設所管課は着実な実施が図られるよう指導する。

ウ 安全確保の実施方針

（ア）早期に点検未実施の施設の健全性を把握する【再掲】。

安全確保の観点から、点検・診断が未実施の施設は、必要に応じ第三者被害等のリスクを考慮した優先順位を設定し、早期に健全性を把握する。

（イ）点検等により高度の危険性が認められた場合の対応ルールを確立し実践する。

点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、緊急対応（通行規制、応急措置等）を実施するなど、安全確保に向けた対応ルールを確立し、実践する。

(ウ) 供用を廃止した施設について速やかに撤去の必要性を検討する。

供用を廃止し、今後も利用見込みのない施設については、防犯・防災・事故防止の観点から速やかに撤去の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、撤去を実施する。

エ 耐震化の実施方針

(ア) 老朽化対策との同時施工など効率的・効果的な対策を推進する。【公共土木施設】

修繕等の機会を捉え、併せて防災・耐震性能や事故に対する安全性についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

(イ) 災害時拠点施設としての機能確保を含めた対策を推進する。【公共建築物】

災害時拠点施設としての非常電源、水等のライフライン機能の有無や窓ガラスの飛散防止対策の有無について把握し、総合的に対策の必要性を検討する。また、大規模改修・更新時には、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮する。

平成19年7月に「山梨県耐震改修促進計画」を策定しており、計画の対象となる「多数の者が利用する特定建築物等」のうち、県庁舎、県立学校等の県有施設については、平成27年度までに耐震化を完了させる予定である。

オ 長寿命化の実施方針

(ア) 予防保全型維持管理³を導入する。

重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設に

³予防保全型維持管理について
損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

については予防保全型維持管理の導入を検討する。

- (イ) 長寿命化を図る施設を絞り込み、大規模改修等を実施する。【公共建築物】

全庁的な観点から長寿命化を図る施設を絞り込み、施設特性に応じた目標使用年数を定めて適切な時期に大規模改修等を実施する。なお、長寿命化を図った施設は、少なくとも目標使用年数の間、使用することを原則とする。

カ 統合や廃止の推進方針

- (ア) 外部評価により客観性・透明性のある評価を実施する。【公共建築物】

公共建築物の県民利用施設のうち、指定管理者制度導入施設及び一部直営施設については、行政評価アドバイザーによる外部評価を実施するとともに、統合や廃止など抜本的な見直しが必要と評価された施設については、着実に統廃合等を推進する。

- (イ) 改修・更新等のタイミングで施設の必要性を検討する。

老朽化などに伴い改修・更新等を検討する際は、行政が提供すべきサービス・機能の検証を行い、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等を検討する。また、廃止する施設については、撤去の必要性を検討し、必要性が認められた場合には、撤去を実施する。

- (ウ) 施設類型ごとの統廃合の具体的な方針については、各個別施設計画において定める。【公共建築物】

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

- (ア) 全庁横断的な体制を検討する。

「第3章 1 (1) 推進体制の整備」を参照

(イ) 施設管理者の技術力向上を図る。

点検などを行うためのマニュアル等を整備（ルールの統一化）するとともに、各施設の管理者に対して定期的な技術研修、技術職員による巡回指導等、施設管理者の技術力の向上を図る。

(ウ) 民間の技術やノウハウ、資金等の活用を推進する。

民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、公共施設等の維持管理・更新等の効率化、行政サービスの質的向上及び財政負担の軽減が図られる場合は、PPP/PFI の積極的な活用を検討する。

5 フォローアップ実施方針

公共施設等総合管理計画の内容を今後継続的により良く、かつ精度の高いものにしていくためには、計画策定後のP D C Aサイクル等に基づく計画のフォローアップが必要となる。

フォローアップは、フォローアップする事項やその実施体制を予め明確にしておくことが重要となるため、フォローアップ事項を設定するとともに、実施体制について整理する。

なお、今後の社会経済情勢の変化、本県の財政状況等を踏まえ、必要な場合は計画期間内であってもフォローアップ事項の見直しを行うとともに、本計画の取組状況等を県ホームページに掲載する。

(1) フォローアップ事項

フォローアップは、「第3章 4 管理に関する基本的な考え方」の「3つの基本的な方針」、「計画目標」及び「実施方針等」に基づく達成状況を計測し、公共施設等総合管理計画の改善につなげていくために実施する。このため、フォローアップ事項は、基本的な方針や実施方針等から抽出する。

<フォローアップ事項の抽出>

ア 点検・診断等

- ・点検マニュアルの策定状況、点検実施状況

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・個別施設計画の策定状況、進捗状況
- ・更新・維持費等の実績

ウ 安全確保

- ・点検マニュアルの策定状況、点検実施状況

エ 耐震化

- ・耐震改修等の状況

オ 長寿命化

- ・個別施設計画の策定状況、進捗状況

- ・更新・維持費等の実績
- カ 統合や廃止
 - ・公共建築物の総量
 - ・修繕、更新時の施設の必要性の検討
- キ 体制
 - ・研修等の実施状況
 - ・官民連携の導入状況

(2) 実施体制

全庁横断的なマネジメント体制によるフォローアップまでの流れは下図のとおりである。毎年、全庁横断的な体制において前頁で示したフォローアップ事項について、所管課の進行管理を行い、必要な場合には公共施設等総合管理計画や個別施設計画の見直しを行う。

